

二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）」を加え、同号中二を削り、ホを二とし、同号に次のように加える。

ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定による施設型給付費又は特例施設

型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する

学校法人（以下「学校法人」という。）において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

第三条第一項第四号中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以

下「学校法人」という。）を「学校法人」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十二條 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「設置する者」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する者」を加える。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第二十三条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び特別支援学校」を「特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第二項中「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「栄養教諭」の下に「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭」を、「養護助教諭」の下に「助保育教諭」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第二十三条第二号、第三号、第五号及び第十号中「学校」を「教育委員会の所管に属する学校」に改める。

第二十四条中「の各号」を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

第二十六条第二項第六号中「第二十九条」を「第二十七条の二及び第二十九条」に改める。

第二十七条の二の見出しを「（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）」に改め、

同条中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改め、同条を第二十七条の六とし、第二十七条の

次に次の四条を加える。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条中「大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第五十四条の二中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条を第五十四条の三とし、第五十条の次に次の一条を加える。

(幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府

県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

第六十三条中「第五十四条の二」の下に「及び第五十四条の三」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の二第一項の規則の制定は、施行日前においても行うことができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該規則を制定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律の一部改正)

第二十六条 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第二十七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(第五条第二項及び第十一条において「幼保連携型認定こども園」という。)」を加える。

第五条第二項中「教育委員会」の下に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長)」を加える。

第十一条中「教育委員会」の下に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長)」を加える。

(道路交通法の一部改正)

第二十八条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「又は幼稚園」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第二十九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十七条第一項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)



第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第四項に規定する申出施設等であるものに限る。）の経営者であつた者であつて、当該保育所又は幼稚園を廃止して就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この条において「認定子ども園法一部改正法」という。）により改正された就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「新認定子ども園法」という。）第十七条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の設置の認可を受けたもの又は認定子ども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園（以下この条において「みなし幼保連携型認定子ども園」という。）を設置する者に係るもの（当該認可を受けるまでの間（みなし幼保連携型認定子ども園にあつては認定子ども園法一部改正法の施行の日までの間）に社会福祉施設職員等退職手当共済法第六条第一項の規定により当該退職手当共済契約を解除されていないものに限る。）に限る。）は、

新認定こども園法第十七条第一項の規定による設置の認可を受けた日（みなし幼保連携型認定こども園にあつては認定こども園法一部改正法の施行の日）以後、当該認可を受けた幼保連携型認定こども園又はみなし幼保連携型認定こども園に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三十一条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この号において「認定こども園法一部

改正法」という。) 附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。))が設置したものを除く。)又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

第三条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。)の災害復旧事業

第四条第五項中「第六号の二」を「第六号の三」に、「地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、「係る事業」の下に「並びに同項第十一号の二に掲げる事業」を加え、「当該施設の設置者」を「これらの事業に係る施設の設置者」に改める。

第十七条第一項中「激甚災害を受けた」を「激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の」に改め、「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三十二条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮)」に改め、同条中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。 )又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。 )の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等